

儘にて、甚だ古き樓門なりしかど、廢藩置縣の後、明治十七年七月十日の夜出火焼亡せり。されば今は鼠色の壁なりし事も傳説のみ残り。或は曰ふ。舊藩中城内諸曲輪の櫓・樓門或は太鼓塀など、悉く白壁にして、色壁のものは此の鼠多門の鼠色の壁のみなり。如何なる故にや、修理の事ありても、昔よりの流例なりけん、鼠色の壁にせられたりと。金子意永曰く、鼠多門は、作事所の傳説を開けるに、天正中越中の佐々内藏助成政と合戦の頃、分捕にせられける古門にて、成政が造作せし樓門なり。故に此の樓門の破風に桔梗の紋を付けたり。桔梗は佐々氏の定紋なり。此の樓門の修繕を命ぜられ、破風毎度造替ありといへども、桔梗の紋所等往古よりの如く造替する流例也と。されば鼠壁も、佐々氏の時よりの色壁ならん。佐々成政と合戦の時分捕の建物は是のみならず、宮腰に御船小屋と稱し、舊藩中御座船の船覆ありて、其の内へ船共を繋ぎ置かれたり。右船覆は甚だ古き物にて、是は佐々氏の時の米藏の鞘なりしを、是も天正年中に分捕になし、船覆にせられしといひ傳へたりとぞ。平次按ずるに、右は皆天正十三年秀吉公成政

征伐として、越中へ出馬し給ふ時の事なるべし。
 ○鼠多門橋
 此の橋は、鼠多門より七十間長屋門口へ往來し、玉泉院丸より金谷出丸へ通路の橋にて、蟻蝮堀に架けたる板橋なりしかど、廢藩後金谷出丸は廢地と成り、此の橋梁も不用なるがゆゑに、明治十年の秋頃、朽ち損するまゝ遂に取拂ひ、絶えたりけり。按ずるに、寛永十六年六月の火災定書に、玉泉院丸前田日向守等五人、與力之侍召連、御土藏并に御殿火之用心可申付、堤町坂口之橋より出入可仕。とあり。右坂口之橋といへるもの、即ち鼠多門橋なるべければ、寛永の頃より既に存在せし橋梁なる事知られけり。慶長の金澤城古圖には、此の門を記載せざれば、寛永八年二ノ丸造營の頃架けられたるならんか。

○玉泉院丸士番所

萬卷昌興自記に、貞享五年戊辰六月十六日、玉泉院様丸御馬廻組御番所之事、御用に無之條、可差除旨昨日被仰出、今日より差除候。右御意之趣、昨日予奉之達對馬對馬達月番因幡。因幡達佐渡。佐渡御城之事支配也。右御丸御番

所こぼち取、此邊に御細工所可被仰付之由。且又三十人組役所、鶴丸へ可被仰付旨也。依之地形之繪圖可指上之旨被仰出、御作事奉行長瀬善右衛門に申渡候。御宮番人御馬廻相勤、是又無用事、可差除旨被仰出也と。按ずるに、利常卿在世し給ふ頃は、國初以來の流例にて、城中諸曲輪皆馬廻組等の諸士直番せしかど、參議綱紀卿の時より追々士番所を止められ、輕卒の番所にて、多分辨する事と成りたり。金城深秘錄に、玉泉院丸、御門左右足輕番所・御鳥部屋・三十人頭等役所・七十間御長屋・士番所・足輕番所。とあり。三十人組役所を鶴丸へ被移、馬廻組番所の跡へ細工所を造營の由、前顯に見ゆれど、後に止められしと聞ゆ。

○玉泉院丸周圍

寶曆五年幕府國目付衆尋問の答書に、

- 一、玉泉院丸廊廻 四町拾八間
- 一、同所櫓門 一ヶ所
- 一、同所土藏 二ヶ所
- 一、同所建坪 百六拾六坪
- 右櫓門等建坪

- 一、同所矢狹間 拾七
 - 一、同所鐵炮狹間 拾六
 - 一、同所外堀 一ヶ所
- 長さ折廻百五十七間、幅十五間、深さ五尺。但此堀、搦手口之外堀に續く。

右寶曆九年火災以前の体裁にて、寶曆前の城圖に載せたる處も、凡そ同体裁に見ゆ。金城深秘錄に、玉泉院丸・紅葉橋・乾場・武具奉行役所・土藏三つ・左右門足輕番所・鳥部屋・三十人頭等役所・氷室・二重塀出し三つ・御泉水・御門續櫓臺・長橋・堀縁左右枳・松原屋敷入口開戸・七十間長屋・同端升形・士番所・足輕番所・切手門。右此の曲輪の体裁勘考すべし。

○蟻蝮堀

此の堀は、本丸下より玉泉院丸まで連続せる塹にて、るもり堀と呼べり。此の堀の名の來由の事、三州志等にも記載せず、詳かならずといへども、そのかみ大なる蟻蝮居たる故に呼びそめたるにや。能登國鳳至郡七浦庄内に、井守村と云ふあり。明和二年の井守村記事に、明和二年二月初。其